

社会福祉法人朝霞地区福祉会
和光市ほんちょう保育園・和光市にいくら保育園管理規程

昭和63年10月1日

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人朝霞地区福祉会が和光市(以下「市」という。)からの事業委託により運営する和光市ほんちょう保育園及び和光市にいくら保育園(以下「園」という。)において、質の高い特定教育・保育を小学校就学前の子ども(以下「利用子ども」という。)並びに保護者及び地域に提供するために必要な事項を定めることを目的とする。

(運営の方針)

第2条 園は、次に掲げる運営の方針に基づき、利用子どもを日々受け入れ、特定教育・保育を行う。

- (1) 特定教育・保育の提供に当たっては、利用子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努める。
- (2) 特定教育・保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に利用子どもの状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行う。
- (3) 園は、利用子どもの属する家庭や地域等、様々な社会資源との連携を図りながら、利用子どもの保護者(以下「保護者」という。)及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努める。

(各園の名称と所在地)

第3条 各園の名称と所在地は、次のとおりとする。

- (1) 和光市ほんちょう保育園 埼玉県和光市本町3番18号
- (2) 和光市にいくら保育園 埼玉県和光市新倉1丁目36番2号

(提供する特定教育・保育の内容)

第4条 園は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)及び子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)を遵守し、保育所保育指針(平成29年厚生労働省告示第117号)に基づき、利用子どもの心身の状況等に応じて、次に掲げる特定教育・保育を提供するものとする。

- (1) 保育標準時間児童(和光市保育の必要性の認定に関する条例(平成26年条例第12号)第4条第1号の保育標準時間の認定を受けた児童をいう。以下同じ。)及び保育短時間児童(同条第2号の保育短時間の認定を受けた児童をいう。以下同じ。)の保育
- (2) 時間外保育
- (3) 障害児保育
- (4) 食事の提供
- (5) 育成一時保育事業(和光市ほんちょう保育園のみ)
- (6) 年末保育(和光市にいくら保育園のみ)

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 園は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)に基づき、特定教育・保育の提供に必要な職種について、同令に定めのある最低基準を上回る職員を配置するものとする。

- (1) 管理者 施設長(園長) 1人
管理者は、特定教育・保育の質及び職員の資質の向上に取り組むとともに、職員及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 事務職員 必要な員数
事務職員は、庶務及び会計に関する業務に従事する。
- (3) 看護職員 必要な員数
看護職員は、利用子どもの診療の補助及び看護並びに利用子ども、職員の保健衛生管理に従事する。
- (4) 保育士 必要な員数
保育士は、保育計画を立案し、その計画に基づき、利用子どもが安定した生活を送り、充実した活動ができるよう保育を行う。また、保護者からの育児相談及び地域の子育て支援活動を行う。
- (5) 保育補助者 必要な員数
保育補助者は、保育士の職務を助ける。
- (6) 栄養士 必要な員数
栄養士は、献立の作成や調理業務及び食育に関する活動を行う。
- (7) 医師 内科医師(嘱託) 1人
歯科医師(嘱託) 1人
医師は、利用子どもの心身の健康管理を行うとともに、定期健康診断、職員及び保護者への相談及び指導を行う。

(特定教育・保育を提供する日)

第6条 特定教育・保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、休業日とする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 12月29日から1月3日まで

3 前項の規定にかかわらず、管理者が必要と認めるときは、あらかじめ保護者に情報提供を行い、前項に規定する休業日に特定教育・保育を提供することができる。

4 非常災害その他急迫の事情があると管理者が認めるときは、特定教育・保育の提供を行わないことができる。

(特定教育・保育の提供を行う時間等)

第7条 特定教育・保育を提供する時間は、次のとおりとする。

- (1) 保育標準時間児童に係る保育時間(11時間)は、午前7時から午後6時の範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。
 (2) 保育短時間児童に係る保育時間(8時間)は、午前8時30分から午後4時30分の範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

2 園の開所時間は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日から金曜日まで 午前7時から午後8時まで
 (2) 土曜日 午前7時から午後6時まで

3 保護者が、やむを得ない事情により、保育標準時間児童に係る保育時間(11時間)及び保育短時間児童に係る保育時間(8時間)の前後に保育を希望する場合において、園は開所時間内において時間外保育を行うことができる。

(利用者負担その他の費用等)

第8条 利用者負担額は、和光市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例(平成27年条例第8号)別表に定めるとおりとする。

2 園は、保護者の同意を得た上で、下記の表に定めるとおり、利用者負担金を徴収するものとする。その他、単価が流動的なものの徴収については、管理者が別に定める。

		一般世帯	副食費 減免世帯	生活保護 世帯
食材料費 (月額)	月の登園日数が 11日以上	7,500円	3,000円	0円
	月の登園日数が 10日以下	3,750円	1,500円	0円
	月の登園日数が 0日	0円	0円	0円

3 時間外保育に係る保護者負担費用の額は、和光市時間外保育事業実施規則(平成28年規則第5号)に定めるとおりとする。

(利用定員)

第9条 利用定員は、子ども・子育て支援法第19条第2号及び第3号に掲げる利用子ども区分ごとに次のとおりとする。

(1) ほんちょう保育園

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
2号認定				20人	20人	21人	61人
3号認定	6人	8人	15人				29人

合計	6人	8人	15人	20人	20人	21人	90人
----	----	----	-----	-----	-----	-----	-----

(2) にいくら保育園

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
2号認定				22人	23人	24人	69人
3号認定	8人	15人	18人				41人
合計	8人	15人	18人	22人	23人	24人	110人

(利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項)
 第10条 園は、市が実施する利用調整により園の利用が決定されたときは、これに応じるものとする。

2 園は、特定教育・保育の提供の開始に際し、重要事項を記載した書面を、保護者と確認し、同意を得るものとする。

3 園は、利用子どもが次のいずれかに該当するときは、特定教育・保育の提供を終了するものとする。

(1) 子ども・子育て支援法第19条第2号及び第3号に規定する小学校就学前子どもの区分に該当しなくなったとき。

(2) 保護者から園の利用に係る取消しの申出があったとき。

(3) 園の利用継続が不可能であると認めたとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

(緊急時等における対応方法)

第11条 利用子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合において、園は、速やかにその保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

(非常災害対策)

第12条 園は、利用子どもの安全を確保するための取組を計画的に実行するため、安全計画を策定し、定期的に見直しを行うものとする。

2 管理者は、安全管理に関して、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 非常災害に関する具体的な計画の策定

(2) 非常災害時の関係機関への通報並びに連携体制の整備及び周知

(3) 定期的な避難訓練及び救出訓練その他必要な訓練の実施

(4) 施設及び設備等に関する定期的な安全点検

3 園は、リスクが高い場面や緊急的な対応が必要な場面に関するマニ

ュアルを策定し、職員間で共有を行うものとする。

- 4 園は、利用子どもに対し、発達段階に合わせて安全指導を行うものとする。
- 5 園は、保護者に対し、安全計画や安全に関する取組について周知し、家庭において安全について学ぶことができる機会を提供するものとする。

(虐待の防止のための措置)

第13条 園は、利用子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 職員による利用子どもに対する虐待等の行為(児童福祉法第33条の10各号に規定する行為をいう。)の禁止
- (2) 虐待の防止及び人権に関する啓発のための研修の実施
- (3) 前2号に掲げるもののほか、利用子どもの人権の擁護、虐待の防止等のために必要な措置

- 2 園は、職員又は保護者等による虐待等の行為を受けたと思われる利用子どもを発見したときは、速やかに和光市担当課に報告をし、必要な協力を行うものとする。

(秘密保持)

第14条 園は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に従い、個人情報を適正に取り扱うものとし、保育を提供する上で知り得た利用子ども及びその保護者等の秘密を保持するものとする。

- 2 園は、利用子どもに係る他制度のサービス提供事業者との連携等、正当な理由があるときは、その保護者に対し、書面により個人情報の使用に関する同意を得た上で、当該利用子ども及びその保護者等の個人情報を用いることができるものとする。
- 3 職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(苦情解決)

第15条 園は、提供した特定教育・保育に関する苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずるものとする。苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を設置し、利用者から苦情を受けた場合、適切に解決に努めるものとする。

- 2 園は、前項の苦情を受け付けた場合、当該苦情の内容等を記録するものとする。
- 3 園は、市からの求めがあった場合、市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って

必要な改善を行うものとする。

- 4 園は、前項の指導又は助言があった場合において、市からの求めがあったときは、当該指導又は助言に対する改善の内容を市に報告するものとする。

(特定教育・保育の質の向上)

第16条 園は、質の高い特定教育・保育を展開するため、絶えず、一人一人の職員についての資質向上及び職員全体の専門性の向上を図るように努めるものとする。

- 2 園は、職員の園内研修及び園外研修の機会を設け、必要な知識及び技術の修得、維持及び向上に努めるものとする。

(記録の整備)

第17条 園は、次の各号に掲げる特定教育・保育の提供に関する記録を整備し、当該各号に掲げる記録の区分に応じ、その完結の日から当該各号に定める期間保存するものとする。

- (1) 特定教育・保育の提供に当たっての計画 5年
- (2) 特定教育・保育に係る必要な事項の提供の記録 5年
- (3) 保護者による不正受給等に関する市への通知に係る記録 5年
- (4) 苦情の内容等の記録 5年
- (5) 事故の状況及び事故に際して講じた処置についての記録 5年
- (6) 保育要録 10年

(その他)

第18条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、昭和63年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成7年2月9日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則
この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。